

研究報告

「部落解放基本法」をめぐる論議について (一)

高野真澄

一、はじめに

二、「基本法」制定の要因について

(一) 「社会的権利」の実現

(1) 憲法の実質的平等原則と「同対法」

(2) 「平等原則」の法的構成に関して

(二) 「市民的権利」の復権

(1) 「市民的権利」論

— その理解・用語法と抵抗権の問題 —

(2) 市民的権利の確保と教育・啓発

(以上・本号)

(3) 差別に対する行政的・法的規制

三、「基本法」要求の意義と背景について

四、法規制と部落解放運動

— 若干の考察として —

五、むすびにかえて

— 部落差別の現状認識その他 —

一、はじめに

現行の「地域改善対策特別措置法」の有効期限があと一年有餘となった今、法以後の部落解放の方向をめぐる種々論議が盛り上がっている。学問研究上、立法政策、行政実務、解放運動等、それぞれの視座から様々な問題の提起が可能であろう。

このような状況の下で、筆者もその一人として作成に参加した「部落解放基本法」検討委員会の「部落解放基本法」要綱案及び「差別規制法」要綱案が成案化され、去る一九八五年一月、報告書(「部落解放の展望をめざして」

部落解放研究所)にまとめられた。部落問題は、いうまでもなくその解決のための取組みが国等の責務とされ、又国民的課題と謳われているわが国の深刻かつ重大な社会問題であることから、現行法の終期以後の部落解放対策と部落解放立法の方向を展望し、その基本課題を究明する作業は、わが国の重要な立法・行政政策の形成に関わるものであるだけに、検討委員会の討議報告に様々な立場から熱い関心——それとともに批判——が寄せられたことはむしろ当然のことである。

委員会の討議は精力的に進められたが、山積する重要問題の検討のためには十カ月の期間は短く、論議の徹底を欠いた箇所も少なくない。その上、法律上の論点だけでなく、部落問題の解決との連がりも視野に入れて考えなくてはならないことから、メンバーの見解が互いに微妙な差を生み出すこともあった。だがそれはかえって、本委員会の審議が何ものにも制肘されず、健全な生理を保っていることの表われだと言ふべきであろう。しかも委員会の討議とその結果は今後の組織内外の広範な論議に対してたたき台としての、いわば考え方を提供するもので、それ以上のもではない。

部落解放同盟は、その後、衆議院法制局その他関係団体との協議や内部討議を経て、本年五月一日、「部落解放

基本法案」を発表した。かくして同盟案は成文化された。

かようにして「部落解放基本法」の構想は、今日、「要綱案」の段階から「法案」（正しくは「法案要綱」）の段階へ推移しているが、この間、基本法の構想以来いろいろな疑問や批判が組織の内外から提起され、「基本法」をめぐる論議に一定の盛り上がりが見られること、先に記したところである。

本稿では、当然のことながら私に向けられた疑問や批判に限定して答えることとした。⁽¹⁾ただし、反論の方法としては、右の疑問や批判の一つひとつに対応して論ずるのでなく、今後論議を深めるために重要と思われる論点を立てながら、その順序で議論を進めさせていきたい。それでも論点は極めて多岐に亘っており、そのすべてをここで取り上げることが不可能なので、主要な論点に限ったほか、提起された疑問や批判の中には今後それぞれが深めるべきと思われる理論上の共通の課題もあり、論議を後日に託したものであることを、予めお断わりしておきたい。又紙数の関係上、本論稿は次号にもまたがることになった。ご諒恕を願いたい。

註(1) 私の目にとまったものについて言及することとするが、見落しているものもあるかと怖れ、その際はお詫びとともに、ご教示を賜りたいと思う。

二、「基本法」制定の要因について

同対審「答申」が正しく指摘しているように、部落問題は日本国憲法の保障する基本的人権に関わる問題であることから、日本国憲法の人権保障制という国内憲法秩序を主要な根拠に、又これを補完する国際人権法の発展を踏まえ、人権理念実現の課題に迫り得る法内容の整備拡充が要請されている。以下において、「基本法」制定に向けての諸々の促進要因を国際的及び国内的観点から考察してみよう。

(一) 「社会的権利」の実現

(1) 憲法の実質的平等原則と「同対法」

私見によれば、人権問題としての部落問題の解決は、憲法一四條の平等権を基礎としつつ、一つに「社会的権利」の実現を、二つには「市民的権利」の復権という二つの側面を持っていると見られる。

まず、「社会的権利」の実現の課題について検討すると被差別部落は地区として長い間の差別政策、差別意識の蓄積によって劣悪な生活実態（いわゆる実態的差別）を余儀なくされ、生存権、教育権、労働権などの社会経済的、文化的諸権利の享有が阻害され、継続的な権利侵害状況の下

に置かれてきたことから、社会的権利の実現による実質的平等の確保ということが憲法上の課題として設定せられる。

この社会的権利の保障を通しての実質的平等の実現は、単に国家による差別取扱いの禁止という形式的平等の保障ではなく、過去における差別の結果として被差別部落の居住者に現在生じている事実上の劣悪な差異（不利益）を社会的正義ないし衡平の観点から除去、是正し、部落住民外の一般地区居住者との実質的平等を国の責務として実現していくことにある。このような実質的平等実現の方途は既に先進の欧米諸国では各種の領域で探求され、現代世界の諸憲法は実質的平等の観点を肯定する趨勢にあり（詳しくは、拙著『日本国憲法と部落問題』解放出版社、一九八四年、第一部第一章四、三八頁以下参照）、わが国憲法の平等原理も例外ではない。

そして、一九六九年の「同和对策事業特別措置法」（以下、同対法と略す）の制定はわが国の被差別部落居住者の社会的権利の実現による実質的平等の確保を目的としたこの種の立法の一つに数えることができる。換言すれば同対法は同和地区の生活環境改善に関して一般法と異なる「特別措置法」上の事業施策を講ずるための根拠法であり、いわば社会的正義・衡平の観点から合理的差別を追求する一

つの立法例であり、上述の現代国家の憲法の人権(平等)理念を具体化する優れて今日的な立法ということが出来る。

ところがこの点について、京都部落史研究所所長師岡佑行氏から、「実質的平等の確保」によって「民主主義の実質化」に資し、現代における憲法的価値の実現に向けて法の現実変革機能——部落問題の解決を担う直接手段としての立法的保障——を期待することは、あたかも「法がすべて」であるとか、「法への過剰な期待」だとする批判を提起されることになった。「部落解放運動の当面する二つの問題、綱領改訂と部落解放基本法(案)作成について」(紅風(一九八四年)、同「部落解放運動にとって『法』とはなにか——「部落解放基本法」検討委員会報告書をもぐぐて——」(解放新聞京都版八三号(一九八五年三月一日))。

このような師岡氏の批判はしかし、その観点で、京都大学法学部田中成明教授の法哲学研究の成果に依拠して展開されているので、田中論文の趣旨を聞く必要がある。それによると、近代法から現代法への移行につれて法的空間は拡大し、同時に法が民衆に対しかつて伝統的にもつていた実力行使を伴う強制よりも、《合意》の契機を作り出すという性格を強めている。法の消極的な秩序維持の機能に対する積極的な資源配分機能(公的サービスの提供、社会計画、経済活動の規制、財の再分配など)の拡大がこれで

る秩序維持機能をもった伝統的な法と積極的に社会改革のために国の政策の実現を図る政策形成的立法とがあり、今日では前者に見られる狭い意味のリーガリズムの枠を破る多面的な法の側面が現出している。この側面では、社会における立法の役割りとして当該立法を手段として社会を一定の期待される方向に置き、あるいは社会改革を促進してゆく、かくして社会の近代化ないし民主化の方向に向けて改革をしていく機能が期待されているのである(参照、碧海純一『法と社会』中央公論社、一九六七年)。この意味で、現代日本国家において、被差別部落(同和地区)居住者に資源配分的機能を通して実質的平等を確保し、かくして積極的に社会の現実を改革し、民主社会を形成してゆけることが期待されているのである。ただしこの側面においても、田中論文の指摘しているように公権力の強化なり強制の契機が隠され、又市民を受益者の立場に置いて法的空間が広げられてゆくことは見逃がされてはならない。田中論文が先の文章に続けて、「そして、法の機能の拡大に伴う公権力機関の強化・拡充によって、市民をもっぱら受動的・受益者の地位においたまま、法的空間が広げられてゆくことがないように、市民の相互作用的かつ創造的な法的行動・議論が、法の機能發揮を様々のレベルで規制し方向づけるような形で、法的空間の内的編成に主体的に参加しう

あって、特に後者においては社会的正義の実現とか市民の社会経済的生活の質の向上等の名の下に主張されているが、そこにも公権力(機関)の強化とか何らかの強制の契機が潜在していて、不可避免的にリスク(危険)やデメリット(損失)がつきまとうていることに注意を要する、かくして市民をもっぱら受動的・受益者の地位においたまま、法的空間が広げられてゆくと指摘される(田中成明「法的空間—強制と合意の狭間で」長尾龍一・田中成明編『現代法哲学1法理論』東大出版会、一九八三年、二一頁以下)。

このような文脈において、師岡氏は現代の部落問題に眼を向け、同対審査申に基づく同対法の制定は正に右の法的空間の拡大の例に当たると見、そのことが「部落民を『受動的・受益者の地位』におとし入れたと読んで差支えあるまい」といわれる。

しかし、師岡氏による田中論文の援用にも拘らず、いったんは先に述べた現代国家の憲法(平等権)思想の潮流ないし発展の趨勢は卒直に認めなくてはならない。学界公知の現実でもあり、殆んど異論の余地はあるまい。もしもそうでないなら、現代憲法思想の潮流についての認識を欠く議論となり、差別からの解放に必要な立法その他の不公正是正の措置を講ずる国家の義務を免責させてしまいかねない。思うに、現代法の類型には、国の政策により規制を迫

る拠点を構築することが一層重要な課題となつていのである。』(傍点、筆者)と結んでいる。差し当たって今のわれわれが注意を向ける必要があるのは、むしろこの点である。もとより、同対法の運用面で部落住民が受益者の立場におかれ、それを踏みはずして物とりの事実にあつた事例が指摘されており、それは現代法のもつデメリットの表的として法運用当事者の猛省を迫られることがらである。こゝと人権理念の実現に関する問題であればあるだけ、尚更慎重な対処・対応が求められて然るべきであると思う。ただその場合でも明確にしておくべきことは、被差別部落住民は同対法運用の一方当事者としていわば「受益者の立場」に立つけれども、そのことが直ちに「物とり」的立場を意味するものではない。もし仮にそうであるなら、物とりの立場にさせさせた法の運用に責められるべき問題が伏在しているというべきであろう。「正当な権利要求」と「物とり主義」の間にはやはり厳格な一線が画されているものと思う。解放運動は人間の尊厳を前提とする個人の平等を実現して差別のない民主社会を建設していく営みであり、社会的統合を推し進めていく大きな運動として、本来前者の要求を求めたレベルの高い運動であるはずである。

この意味で、氏の批判が同和行政という法の運用の面で弊害があつたこと(物とり主義の助長)を念頭に置いて

「警告」されたものであるならば、今後に克服是正努力の必要のあることは認めるにやぶさかではない。また、解放立法として目下提起されている「基本法」が法の体系として個別の事業法や規制法の制定を予定していることからすると、今後のこれらの個別立法に「強制」の契機等、国の政策による制約が入ってきて、そこに現代法のリスクなり物とりのデメリットが生じないかどうか、師岡氏の提言を体して注意を払う必要はあると思う。だがその場合でも繰返して言えば、法制度の趣旨（実質的平等の実現）と法の運用面（同和行政の現実）とを混同すべきでないことだけは再言してよいであろう。制度（理念）に反する現実是非難されなくてはならないが、そのために制度（理念）そのものまで否定したり流してしまつてはならない（もとより実質的平等論においても、何が許容される合理的差別なのか、又何をもとにこれを決めるのか、なお問題の残るところである）。法の強制的契機の発生をおそれるの余り、積年の不正の是正なり社会の前進的改革を断念することはできない。それだけに同和行政面では、例えば「分権と参加」の徹底によって、憲法の要請を体现する法の精神が生かされるよう、十分な配慮が要求せられるところである。既に十年前も前に公刊した拙著（『憲法と部落問題』広島部落解放研究所、一九七四年、一九八一年に新版とした）に

前述のように実質的平等の実現という観点で現代の部落問題の解決に援用できるとすれば、その際の権利の担い手について具体的にはいかなる法的構成をとることができるであろうか。

被差別部落における実態的差別の解消のように、実質的平等の実現が求められる場合は、いわゆる心理的差別に基づく場合、つまり差別的言動による個々人の人格権の侵害や差別取扱いによる同じく個々人の平等権の侵害、したがって又その司法的救済の場合とちがって、集団又は集合体としての特定地域としての住民の社会的権利の侵害、それに対する救済が問題となると考えられる。したがって、心理的差別に基づく市民的権利の侵害の場合は、松本教授が「部落差別の法的把握」について述べているように、法律上の対象、権利主体についてある程度具体的に明確な法律構成が可能であるのに対して、実態的差別に基づく社会権の継続的侵害状態の場合は、それは必ずしも明確に捕捉できず、「法律解釈学からの法律構成は事実上不可能であり、結局、「憲法の社会的生存権条項に基づく一般の社会保障法なし特別立法（同対法―筆者）で救済すべき課題」となる（松本忠士「部落問題と国際人権規約」奈良教育大学同推協・部落問題同和教育研究三号、一九八〇年三月）。ここでの権利の担い手は個々の分解された関係住民

において、私は同対審答申と同対法の間の乖離を批判的に見詰めつつ、実質的平等実現立法としての同対法の運用にそれなりの慎重さを求めたことがある。それは同和行政（法）の反省の弁として、今日でも多少の意味を持っているように思われるので、ここに再び掲げさせていただく。

「本法が、前文のつたいわゆる基本法の立法形式で成立していたとすれば、人間の尊厳性をもっと自覚的に取り入れた格調の高い法文となっていたはずであるが、そうでなく事業対策立法として成立せしめられたため、それだけ憲法の精神との連続性が薄いものになっているように思われる。これは、遺憾なことである。前述のように、同対審答申が、部落問題を、直接、人権の問題として取りあげていたのに、本法は、これを「事業」の視点で矮小化している。……同和問題の解決が国民的課題だとしていた答申の指摘も法律のなかではあいまいなものになっている。これらの側面にかかわる法の不備は、本法の運用において、また教育者が人間解放のための教育を實踐するなかで部落問題に対決する軸心となって、問題の所在を問いつめていくことによって補充していく必要があるであろう。」（八八頁）。

(2) 「平等原則」の法的構成に関して

というよりは、いわゆる被差別部落（同和地区）の居住・出身という社会的身分を持つものが地域の少数者集団として主として属地的に把握される。

ところがこのような平等原則の「集団」的構成の試みに対して、岡山大学法学部原野勉教授が批判を投げかけられている（「部落解放基本法構想の問題点」岡山部落問題調査研究所『部落問題調査と研究』第五四号一九八五年二月、同「部落解放基本法と基本的人権」『解放の道』理論・政策・資料版、一九八五年三月五日）。もとより、「集団」や「集合体」の概念自体はわが国の法律用語として又憲法上も未だ熟しているとはいえない。しかしながら、後述する市民的権利のように純然たる個人がその担い手となり得るのところが、平等原則の享有は一定地域（被差別部落）の居住・出身者という社会的身分を持つものに対して、集団もしくは個人の十分な進歩を確保することを目的として、いわば地域集団的ないし属地的帰属において社会政策立法ないしは特別措置法が展開せられる。ここでは部落住民個々人の人格権や平等権が個人権的に侵害を受けるというよりも、地域居住者の社会的権利の継続的侵害状態を前提にして平等原理が国政の指導原理として働くことになる。かようにして憲法一四一条一項は、個人の市民的権利（平等権を含めて）の保障とともに、国政の指導原理とし

ての平等原則（平等権の社会権的機能）をも保障したものと解される。

私は、原野教授が言われているような意味で、個人の人權論に對置して、ことさらに「集團の人權論」を提起して部落住民の「集團的權利」を確立・擁護しようなどと思つてゐるわけではない。むしろ反對に、ここでは専ら、部落問題の解決を目指す實質的平等實現のための權利主体は、市民的權利が問題となる場合のように必ずしも純然たる個人ではなく、集團もしくは個人として、それらの進歩を確保する国の政策目的の下に実行されるという法的構成をとることを示したのである。それはいわば型としての分類論であるから、實質的平等實現の權利主体は一〇〇パーセント「集團」であつて、個人には全く還元不可能なものであると思つてゐないし、同和關係法の実際の運用はそうであろう。それに今日の部落住民内部の階層分解や混住化の促進を考慮すると、部落住民の集團を固定化して捉えることは問題がある。とりわけ都市部落の場合、その範圍は必ずしも明確でないという実情にある。

しかしながらそれにも拘らず、同和地区の存在及び地区住民の差別的実態は、原野教授自身認めてゐるようによつて解消の過程にあるとはいへ「今日においても厳然として残存していることは事実である」。そこで部落差別の対象となつ

ている國民の一部の集團の「經濟状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本國民としての生活が確保されることの重要性」が「改めて認識」され、同對答答申に基づく六九年法の制定となつたわけである。したがつて、「集團」としての實質的平等の實現という考え方は、特措法（時限立法）としての同對法に基づく國等の政策對象として部落差別の早期・強力な解決を求めることと連がり得ても、反對に「恒久法」としてその解決を遅らせることとは断じて連がるものではなく、又連がってはならないものである。平等原則の實現のための「集團」的構成が部落差別を固定化するといふ原野教授の批判は、同對法の立法趣旨を正しく理解されていないものといわざるを得ず、私見を歪曲した、転倒した批判となつてゐるといわざるをえない（いわゆる「恒久法」批判については、後出三でなお後述する予定である）。

なお参考までにあげておくと、「人種差別撤廃條約（CERD）」（一九六五年採択、一九六九年発効）の研究者として知られるテル・アビブ大学のナタン・レルナー氏は、同條約の有名な第一条（「人種差別」の定義規定）の解説——解説自体は後に譲ることとして——において、「用語や定義以上に具体的な状況が重要」であると述べ、したがつて「歴史的・社会的その他の事情で一つの集團と

なつて、差別と迫害の犠牲者となつた……社会の中のある集團」、また広くその集團を出自とするもの、あるいは

「集團そのものも」、差別から保護される權利がある、日本の部落住民もそれに当たる（「世界人權宣言三五周年と人種差別撤廃條約」「人種差別撤廃條約の早期批准のため」部落解放研究所、一九八一年、三頁以下、同発言「八座談会」人種差別撤廃條約をめぐる）『部落解放研究』三八号四二頁）と述べている。参照に値する見解といえよう。又、同條約第一条四項は「人權及び基本的自由の平等な享有又は行使を確保するために、必要な保護を求めてゐる特定の種族的又は種族的集團もしくは個人の十分な進歩を確保することを唯一の目的としてとられる特別な措置は、人種的差別とは看做さない。そのような措置は、その結果、異なる種族的集團に別個の權利を維持させることにならぬものとし、その目的が達成された後は継続させてはならない」と規定しているが、これは經濟的社会的權利の實現に關して集團あるいは集合体の權利を予定したものと解される。これに對して、現代の國際人權立法や人權保障を目的とした国内法秩序では、純然たる個人の保護のほかに、人種的・民族的その他の集團や國民（住民）の一部に對する憎悪の挑発・暴力的煽動を罰し得る違反とするなど、次第に「集團」の保護にもアプローチする傾向を示し

ており、注目される（この点は「市民的權利の」復権の側面に関連してなお後述したい）。

(二) 「市民的權利」の復権

「基本法」制定に向けての第二の必要根拠は「市民的權利」の復権である。

(1) 「市民的權利」論

——その理解・用語法と抵抗權の問題——

部落問題は被差別部落の居住・出身者が、差別的言動や差別的取扱いなどの心理的差別によつて、結婚交際、居住移転、職業選択の自由という市民的權利を阻害ないし侵害されるといふもう一つの人權問題の側面を持っている。そして人權問題としての部落問題をみると、もともと近代市民革命の産物としての近代憲法で確立をみた古典的な市民的權利が、それから長い期間を経た二〇世紀後半のわが國において今日なお、結婚や居住移転、就職の機会均等が阻害され、侵害されるという状況があり、部落問題の人權問題としての重大性は正にここにあると言つてよい。

かくして私は、部落問題の解決に当たつて市民的權利の復権を重視し、その歴史的特質は人權の中の人權にあると見、その憲法上の根拠として、憲法一四條のほか、一一

条や九七条をあげたのであった。つまり私は、近著（『日本国憲法と部落問題』解放出版社、一九八四年）の中で、憲法一四條（平等権・平等原則）の検討に入る前段の作業として、憲法の定める人権の総則規定——一、二、三、九七の各条項——を取りあげて、これを部落問題に関連づけてその規範的意義を深うとした。そこで私は、「憲法一一条は、九七条とともに、「基本的人権、なかでも人間にとって本質的な人権のなかの人権ともいうべき市民的人権の本質を明らかにするものとして重要である。右の二カ条は、ともどもに、市民的人権が現在と将来のすべての国民に侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と規定して、近代憲法で確認されるに至った該権利の古典的・歴史的特質を直截に宣明しているのである。」（第一部第二章「人間の平等と部落問題——憲法一四條覚え書き——」）と書いた。

これに対して、立命館大学法学部渡辺久丸教授（憲法専攻）は、拙著の書評の労をとられ（「憲法研究と部落問題——高野真澄『日本国憲法と部落問題』を読む——」部落問題研究八二号、一九八五年二月）、そこで若干の疑問ないし批判を寄せられた。その中で、渡辺教授はまず憲法解釈上の問題として、「市民的人権」の理解の仕方及び用語法に関して疑問を出される。曰く。

まず私にとって、「市民的人権」は一八世紀的古典的市民社会の憲法で確認されるに至った前国家的な天赋人権ないし自然権としての権利を念頭に置いて理解されている。それは、「人類をなすすべての人間が生まれながらに享有する永久の権利」とでも定義される普遍性、固有性、永久性を属性として具備しており、そこに近代市民憲法における人権の本質的観念が横たわっているものと考える。日本国憲法は近代のかかる古典的人権観念を直接の系譜として継承しており、自由権としての市民的人権は現代憲法の人権体系の中で古典的かつ中心的な地位を占めている。それは憲法思想史のうえではいわゆる「個人権」（公的自由）に包摂される「市民的人権」の領域にはかならないが、それから長い期間を経過しているのに、わが国の社会において今日なお結婚、居住移転、職業選択の自由が十分に保障されず、しばしば侵害を受けているところに、正に部落問題の人権問題としての重大性を私は読みとるのである。

「市民的人権」の理解の問題から、用語法の問題に移ると、「市民的人権」ないし「市民的権利」は実際問題として書きこくことばとしても話しことばとしても私自身よく使用している。憲法の人権カテゴリーを代表する「自由権」「社会権」の説明として、そのよりくだけた表現として、「市民的人権」「社会的人権」という用語を私はしば

「部落差別を解消するために、憲法上の課題として、憲法一一条、一三条および一四條を根本に据えていわれる市民的権利の復権と社会的権利（実質的平等）の実現を期することと説くことにはそれ自体として異論はないが、右所引中にも明らかのように、何ゆえに市民的人権が人権のなかの人権すなわち最重要な人権としての位置を与えられるか、論証不明だということである。」そして、「ここには、推察するに、『同和对策審議会答申』（昭和四〇年八月一日）——近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の侵害にはかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。——の人権論やその基礎にあるいわゆる朝田理論（『差別と闘いつづけて』など）の反映があるのではなからうか」とされる。

そして右に関連して教授は、憲法一一条及び九七條を、前記拙論のように「市民的人権」の「本質」を「明らかに」し、その「古典的・歴史的特質」を「宣明」するものとしてとらえるのでは余りにも狭いと見えかたであり、市民的人権だけでなく、社会権なども含む人権一般にとらえるべきではないかと思う、と指摘されるのである。

しば用いるし用いてきている。しかし学問的には、大旨、市民的人権は自由権に、社会的人権は社会権に対応するものと考えられるから、市民的権利のことばを表現する際にはつとめてそれが自由権に対応する旨を断るなど、正確を期してきたところである（例えば、渡辺教授自身も知っている私の前記の著書（『憲法と部落問題』広島部落解放研究所において、「市民的自由権」（例えば、四頁）、「市民的自由権的基本権」（例えば、三頁、二〇頁、一八頁）、「市民的人権（自由権的基本権）」（例えば、七頁）、自由権として、「市民的人権」と社会権としての「社会的人権」（例えば、二二九頁）などと表現している。

ところで、用語法の問題としてみても、「市民的人権」の用語は単に部落解放運動や同和行政の運動・実践だけでなく、今日国際人権法上の諸権利の範疇にのぼり、かかる法概念として解釈運用され、又そのようなものとして法律家等の研究が積み重ねられているのである。例えば、一九六六年に国連が採択し、わが国も批准している「国際人権規約」では、「経済的、社会的及び文化的権利に関する規約」（A規約）に対して、「市民的・権利に関する規約」（B規約）と称され、わが国でまだ批准をみていない「人種差別撤廃条約」では「平等ないし無差別」を特に次の諸権利の享有において保障するとして、(a)司法機関での

平等取扱い (b) 人身の自由 (c) 政治的権利 (d) 他の市民的権利 (e) 経済的・社会的・文化的権利の五つの諸権利のリストを掲げ、「市民的権利 (Civil Rights)」に属するものとして特に居住移転、外国移住、国籍、婚姻、財産権、相続権、思想・良心、言論・表現、集会・結社の諸権利を挙げてゐる(以上、傍点は筆者)。

右に関連して、憲法一一九条や九七条の規定する人権の性格についてであるが、この二つの条文は別々の章に置かれてゐるけれども、類似の文言から推して、「基本的人権」の本質を宣明した規定として殆んど同様の意義を持つてゐる。すなわち右の二九条の規定は、「基本的人権」の総則規定として、少なくとも「人権」の発展をみた今日では、渡辺教授の指摘されるようにいわゆる自然権的な人権のほか、後国家的権利としての社会権や参政権までも含むものとして理解されてきてゐるし、それは法論理的にみても正しい用例であるだろう。しかし、右の二九条における人権の本質的性格規定——両条における「永久不可侵性」の宣明に現われてゐる——は、人権成立の歴史的由来と相俟つて、主として一八世紀的市民憲法に登場した古典的・伝統的な——前国家的な——人権を念頭においてゐるものと解されるのである。

次いで、部落問題の解決に向けて市民的人権の復権を図

る手段・方法の問題として、差別行為に対する抵抗・糾弾について憲法との関係において考えてみたい。

差別行為に対する抵抗や糾弾を基礎づける考え方(法的根拠)がまず問題となる。私は前記拙論において、憲法「一二条は不当な権利の侵害に対してはあくまで抵抗してまもること、つまり『不断の努力によって、これを保持しなければならぬ』旨を明示している。これは一種の抵抗権と受けとれる規定であつて、部落解放運動にとって差別に対する唯一の自己防衛の権利ともいふべき抗議・糾弾の憲法上の根拠——それはしかし現代の法治国家主義の下において社会的に相当と認められる手段方法上の制約に服することは当然であるが——ともなりうる規定として注目される。」と書いた。

これに対して渡辺教授から、憲法一二条は人権擁護の義務——ここでは抵抗の義務——を設定した規定であり、「そこから直かに『抵抗権』を引き出すのは困難ではないかと思ふ」とされ、「抵抗権を憲法上に探るとするならば、基本的人権は本質的に権力への抵抗を内含する権利だから、人権イコール抵抗権ということになるのではなからうか」と述べられる。

法論理的には、教授の言つように、基本的人権自体に、とりわけ自由権に抵抗権が含意されてゐるとも言えるが、解

釈論としては日本国憲法上一二条の規定にそれを基礎づける法的根拠を求めることができると思う。憲法は人類普遍の自然権を承認してゐるのであるから、かかる人権担保の手段として当然抵抗権を認めてゐると解されるが、その基礎づけは実定法に求めるべく、したがつて「自然法に根拠をもつ実定憲法上の権利」と解すべく、そしてわが憲法の場合、明文の規定を欠くが、解釈論上これを一二条に求めることができるであらう(例えば同旨、『注釈日本国憲法』上巻、佐藤幸治執筆、二四九、二五〇頁参照)。二〇世紀においても抵抗権は人間の尊厳の自覚の下に実定憲法に再登場してきており、その際特に憲法の基本原理をなしている基本的人権を侵害する重大・明白な侵害に対して人権の保障に仕えるものとして正当化される。「抵抗権」論については学説上大きな対立があり、教授の指摘されるように今後深遠な検討を要する課題が多いとしても、憲法一二条は人権擁護の、したがつて抵抗の「権利」でなく、「義務」を設定した規定だとする教授の見解は、余りにも文言に捉われた概念法学的思考と評さざるを得ない。

右の議論に関連して、糾弾ないし糾弾権をどう位置付けるかについてこれまた論議のあるところと思われる。これまで差別への糾弾について学問的検討は殆んどなされてきていないことから、今後の課題にまつところは大きい。水

平社創立以来、部落解放運動を進めていく上で、差別者に抗議し、差別事象を糾す追及行為として、糾弾が行われてきているが、これまでの糾弾事件に関する裁判例においても、私のみるところでは糾弾権を否定しておらず、差別糾弾をもって、差別が現存しかつ差別行為に対する法的規制と救済手段を欠いてゐる現状の下で、手段方法に限定を一つつつも、原則として社会的に承認された行動であるとして肯認してきてゐる。そこで結論的にいえば、筆者は、右の糾弾を憲法一二条が規定する国民の不断の努力による人権保持の義務の履行の形態として、重大かつ明白な人権の侵害を受けたものが、自己の人権の維持ないし回復のために行使することのできるもの、つまりところ一二条に根拠を置く抵抗権の一種として把握できるのではないか、と思つてゐる。更に検討したいと思う。

(2) 市民的権利の確保と教育・啓発

次に、「差別を生み出す目的意識そのものの根源に眼を向け、誤った偏見や差別観念を克服・解消」(ナタン・レルナー)する教育と啓発の領域が、市民的人権を確保する手段・方法として、今後の部落解放を展望するとき極めて重要な部分をなすものと思はれる。この教育・啓発活動は、右のナタン・レルナー氏も言うように、差別意識の形

成やその外界的行為に表現される前に、人の心の作用に訴えて無知や偏見を取り除く手段、つまり差別を予防し、差別からの解放を図るいわば予防法の領域であるということが出来る。

ところが私のこの「予防法」ということばの使用(例えば、拙著第三部第三章「『部落解放基本法』(仮)の構想について」二〇〇頁以下)に対して、師岡氏から人の心も法によって「取締まる」もの(前掲『紅風』論文)だという思いもよらない批判を受けることとなった。人の心の中心の作用に立ち入って、意識にまで法で取締まるなどということとは、私はひとことも言った覚えはないし、又そんなことができるわけがない。それは教育・啓発施策の環境として述べられているのである。念のために断わっておきたい。

教育・啓発活動の重要性とその積極的推進については、最近、地対協の「意見具申」(一九八四・六・一九)で強調されることになった。本具申は主要には先の同対審答申を教育啓発の分野で補充する「補足答申」としての意義を持っている。そこでは国際的人権擁護の衝撃をバネとして、部落問題をわが国の人権問題の中でも優先的な解決課題として推進することの必要を説いている。それでは、「意見具申」が強調するところの広範な教育政策の策定と実行の

ために、今後何らかの法的根拠をもった人権立法の対応が要請されることになるのだろうか。

右に関連して二点ほど指摘しておく。一つは、この領域で国・文部省の「同和教育指針」すらいまだ公式に示されていず、部落解放対策の目標の下に教育の基本方針を位置づけることである。人権教育を具体化するものとして、「同和教育」の明確な位置づけと充実が十分に望まれる。今日、国際社会では国連やユネスコ等の組織で、既にあらゆるレベルの教育段階での教育効果の増進を目的として、国際理解及び国際協力、平和の維持、社会正義の確立のほか、人権の尊重や反差別の教育を導入すること、あるいは平和教育と反差別・人権教育を結合することを当面の急務としてきており、顧りみられるべきことである(一九七四年第一八回ユネスコ総会勧告、一九七八年第二〇回ユネスコ総会宣言等)。この文脈で、有益な提言が出されており参照に値する(金東勲「世界人権宣言と差別撤廃」『社会啓発情報』一三号、海老原治善「現代の人権論と教育改革」『人権と教育』2、二二頁以下)。

そして付言すべきことは、人種差別撤廃条約第七条が、国連憲章、世界人権宣言以来強調されてきた「教育文化等の分野における差別撤廃精神の普及」を総括する形で、「当事国は、人種差別に導く偏見と闘い、諸国間及び人種

的又は種族的集団の間における理解、寛容及び友好関係を促進し……特に、教授、教育、文化及び情報の分野において迅速かつ実効的な措置をとることを約束する」と規定していることで、施策の目標達成に教育活動のほか、文化・広報活動も同様に重視して全面的な展開を保障している。

いま一つは、教育とともに「啓発」の重要性が喚起されなくてはならない。この意味で、要綱案(同盟案も同様)では新たに人権思想ないし部落問題に関する知識の普及啓発を取り入れている。そして教育と啓発のこれら領域は、人種差別撤廃条約の構成が示唆しているように、後述のいわゆる規制法と相補関係に立ち、規制法の限界を補充する関係に立つものとして位置づけられるということである。

(次号につづく)

部落差別調査等規制条例の 制定と意義

部落解放研究所 編 B6判140頁 定価800円

85年3月、大阪府議会において部落差別にかかわる身元調査を法的に規制する全国で初めての条例が制定され、大いに注目されている。本書はこの条例制定に至る背景や経過、条例の内容を解説したもの。

(社)部落解放研究所 大阪市浪速区久保吉1-6-12
TEL 06-568-1300